

外国人研修・技能実習制度の見直しに対する国の考え方について

外国人研修・技能実習生制度の見直しについて、経済産業省より「外国人研修・技能実習制度に関する研究会とりまとめの概要」が公表された。要旨は以下のとおり。

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

研修・技能実習制度は、開発途上国の人材への技能移転を図ることを目的とし、我が国企業の活性化にも資する民間レベルの国際貢献の制度として、我が国に定着しつつある。この「技能移転による国際貢献の制度」という理念は今後とも維持継続していくことが適当。

(2) 制度見直しの方向性

本制度は、受入企業の努力と熱意なしでは成り立たない制度。適正な制度運用を前提として、受入企業等による、以下のような取組みを促すことが重要。

- ①日本の優れた「ものづくり」の現場を、企業での就労を通じて研修・技能実習生に体得させる。
- ②技能検定等を活用した体系的な研修や技能実習により、技能レベルを向上させ、本人の帰国後の活躍・キャリアアップにつなげる。
- ③受入企業による生活面での支援や、日本語教育等の様々な支援やケアにより、日本での滞在を充実させ意義深いものとする。
このような地道な取組みにより、「草の根の国際貢献」を実現していくべき。

(3) 当面の対応

制度運用の適正化は急務。関係省庁が協力して早急に次のような適正化を進めるべき。

- 制度趣旨の周知・広報の充実
- 指針の明確化・具体化による不正行為の予防と指導強化
- 集中取締月間の実施や実態調査等の実施

(4) 新たな制度設計

技能実習の制度見直し（遅くとも21年通常国会までに法案提出・規制改革・民間開放推進会議第三次答申）に併せ、制度趣旨の達成と更なる強化が図られるような制度設計を検討すべき。

- ①制度運用の適正化の徹底、制度の厳格化
- ②受入機関の活動内容を審査・評価する仕組みの導入
- ③受入機関による体系的な技能教育、日本語教育、生活面での支援充実等、制度の機能強化
- ④これらの適正化実施を前提とし、制度趣旨と整合した形での、制度の高度化・充実

2. 制度の適正化・厳格化

(1) 制度の趣旨の周知徹底

一部の受入機関では、技能移転という制度趣旨を理解しないまま外国人を低賃金労働者として受け入れている例が見られ、不適正な事例発生の原因となっているとの指摘があるため、改めて制度趣旨の周知徹底を図る。

- ①受入機関への周知広報
- ②相手国への要請
- ③不適正な募集（制度趣旨に反する募集）の取り締まり

(2) 研修技能実習生の保護

研修・技能実習生に、制度の概要・趣旨及び日本の労働法規などのガイダンスの実施や、申告・相談制度の充実などの措置を導入し、研修技能実習生の保護を図る。

- ①初期ガイダンスの実施とカードの交付
- ②申告・相談窓口の充実
- ③受入機関の責による受入取消の場合の保護
- ④雇用契約書の母国語表記の義務化
- ⑤研修手当不払いへの積立金制度の導入

(3) 受入機関の適正化

不適正な受入機関には、厳しく対応。制度の機能を強化するための取組を実施。優良な受入機関については、一定の優遇など、適正化への取組を促す仕組みを導入。

- ①不適正な受入機関への罰則の強化
- ②研修期間中の日本語教育義務等の徹底
- ③技能実習中の管理・支援義務の導入
- ④技能実習修了時の技能評価の実施
- ⑤受入企業や一次受入機関の評価審査

(4) 送出し機関の適正化

研修生等の失踪など、送出機関の高額な保証金

等に起因する不適正事例も多いことから、相手国に対し、様々なレベルで、送出機関の適正化を要請していくことが必要。

- ①政府レベルでの適正化の要望
- ②JITCOのR/Dによる対応
- ③一次受入機関と送出機関の協定による対応

3. 制度の高度化・拡充

(1)高度技能実習制度の導入

制度をより充実させ、技能移転の効果を高めるため、優秀で意欲のある実習生に対し、高度技能実習制度（再技能実習制度）を導入。

- ①優秀で意欲のある実習生等には、現行の3年間終了後、更に2年程度、よりレベルの高い技能を修得する機会（高度技能実習制度）を与えるべきである。具体的には、3年修了時に技能検定3級を取得した者で、本人が希望する場合に、一定期間経過後に再入国を認め、より高度な内容の技能や、管理者としてのスキルの修得などを目指す。
- ②中小企業、大企業を問わず、適正な運営と効果的な技能実習を実施している優良な受入企業とする。高度技能実習を希望する受入機関は、外部評価機関に申請を行い、審査を受け、優良と認められた場合に限ることとする。

(2)対象職種の見直し

対象職種の在り方について、産業の現場の実態を踏まえた見直しを実施。併せて、職種追加の在り方、技能検定等の評価の在り方についても検討。

- ①産業実態に合った対象職種の設定
- ②新たな職種等の追加・見直し

4. 受入機関の審査・評価制度

受入企業や一次受入機関の外部評価・審査を行うための公的な「審査・評価機関」を設置。評価結果を高度実習の受入企業の評価等に活用。

(1)審査・外部評価機関の組織

- ①組織…入管局、労基署、地方経産局、地方農政局、地方整備局等、関係省庁及び有識者による委員会を組織、運営や事務はJITCO等に委託、などが考えられる。
- ②役割…審査・評価機関は、①高度技能実習等を希望する受入企業の審査、②一次受入機関の優良

認定の書面審査、必要に応じ現地審査等を実施することが考えられる。

(2)制度内容

技能教育や生活支援、日本語教育などの受入機関の活動内容を評価・審査。技能実習生の技能実習修了時の技能検定3級の合格率や悪質な労基法違反を行っていないことなども考慮。評価結果が一定以上の優良な受入企業については、高度技能実習の受け皿として認める、など。優良な一次受入機関は優良認定を行い、優良の表示を認める。

5. その他

(1)JITCOの体制の充実

制度の適正運用を確保し、受入機関の指導監督の役割を担う「入国管理局」「労働基準監督署」「国際研修協力機構（JITCO）」等の体制が必ずしも十分ではないとの指摘がある。特に指導的役割が期待されるJITCOについては、会員受入機関に対する「指導」を、寄付行為上に明確に位置づけ、指導部門と会員サポート部門とを区分し、充実を図るべき。

(2)今後の検討課題

①受入人数枠の拡大

「受入人数枠」（現行では従業員数の5%）の拡大については、産業界からの要望が強いところであるが、まずは、例えば、効果的な研修・技能実習を実施している受入企業での受入人数を増やすことには、研修・技能実習の効果を高める観点から一定の合理性があるが、具体的な導入については、引き続き十分な検討を行っていくことが必要である。

②優秀な技能実習修了生への就労資格付与

研修・技能実習生は、本国へ帰国し活躍することが期待されているが、例えば、高度技能実習中に高度な技能検定を取得するなど、高度な専門技能を取得した者については、就労ビザによる入国を認めることについて、検討していくことが必要である。

問合せ先

経済産業省政策局産業人材政策担当参事官室
担当者：森本室長、滝沢補佐、木口補佐
電話：03-3501-1151（内線2671～4）
03-3501-2259（直通）

政府では毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、外国人労働者問題に関し、事業主・事業主団体等をはじめ広く国民の理解と協力を求めるため各種の啓発活動を実施しております。